

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2021年4月1日～2023年3月31日

2 行動計画内容

目標:計画期間内に、育児休職または看護休暇の取得状況を次の水準以上にする。

男性・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性・・・取得率を80%以上にする

〈 対策 〉

男性も育児休業を取得できることを周知するため、「“仕事と家庭”ワーク・ライフ・バランスガイド」を活かした管理職を対象とした研修を年1回実施。

2021年4月1日

湘南ステーションビル株式会社